集団回収報奨金の御案内

★集団回収活動について★

1　活動時の注意事項

●登録回収業者（下表参照）に団体名と登録番号を伝え、回収を依頼してください。

・同じ名称の団体が複数ある場合があります。必ず登録番号も伝えてください。

・回収業者が発行する計量票と**集団回収取扱伝票の団体登録番号・団体名・数量をよく確認**し、売却金を受領してください。

※回収業者への資源の引渡しは、必ず団体の役員等の立会いの下に行ってください。立会いがないと報奨金を交付できないか、返還していただく場合があります。

●同日に回収拠点を複数箇所に分けて活動した場合でも、１回の活動とみなします。

●報奨金等の個人分配は好ましくないため、使途に御注意ください。

●ごみステーションに市が設置した資源回収ボックスから資源を抜き取る行為は条例で禁止しています。

●集団回収で集めた資源等については、各団体で管理を徹底するようお願いします。

«登録回収業者一覧（令和６年２月現在）»

業者名	住所	電話番号
松下商店	豊田市新町２丁目２９番地	33-3979
㈲山鹿商会	豊田市陣中町２丁目１９番地１	32-7526
㈲山中商事	豊田市和会町上折場１番地１	21-5009
㈲丸伊商店	豊田市平戸橋町太戸４９番地３	45-0446
野々山商店	みよし市莇生町土取２８２番地３－９	0561-34-4510
㈲林起業	豊田市亀首町金山１６番地３	45-4129
㈱マルチョーリサイクル	豊田市本新町５丁目７８番地１	32-2885
まる藤商会㈲	安城市安城町宮前１１３番地１	0566-75-2355
二チモウ商事㈱	岡崎市橋目町字割塚３０番地	0564-32-1564
福田三商㈱豊田営業所	豊田市柿本町６丁目４番地１	24-8322
㈲中部メンテナンス	豊田市山之手１丁目７６番地１	27-5530
㈱井土商店	岡崎市大樹寺１丁目１２番地２	0564-22-6898
㈱宮崎	清須市西須ケ口９３番地	052-409-2281
㈲羽矢商店	豊田市竜岡町丸根２番地	67-2252
永井産業㈱	みよし市三好町笠松１１２番地２	0561-76-4333
㈱カネウミ	豊田市丸山町４丁目７番地１	27-8749
㈱大谷商事	豊田市貝津町西向畑７番地	43-0336
㈱スピリット	豊田市本新町５丁目７８番地１	32-3372
㈱Function	西尾市住吉町６丁目１３番地５カネ正ビル２Ｆ	0563-77-2923

★報奨金の交付について★

1　報奨金交付の流れと令和６年度の振込予定日

●報奨金交付の流れ

①【協力団体】集団回収を実施

②【登録回収業者】集団回収取扱伝票（３枚複写式）を発行、１枚を協力団体へ

③【協力団体】集団回収取扱伝票の**団体登録番号、団体名、数量を確認**、売却金を受領

※これらの情報が誤っている場合、**報奨金が正しく交付できない**可能性があるため注意してください。

④【登録回収業者】集団回収取扱伝票の残る２枚のうち１枚を豊田市に提出、１枚を保管

⑤【豊田市】集団回収取扱伝票を審査し、３か月ごとに報奨金額を算定して、「集団回収報奨金振込口座確認書」に記載された口座へ振込

⑥【協力団体】振込予定日以降に通帳記入で金額を確認

※振込通知は送付しません。

●振込予定日

活動実施期間	４～６月	７～９月	１０～１２月	１～３月
振込予定日	７月３１日	１０月３１日	１月３１日	４月３０日

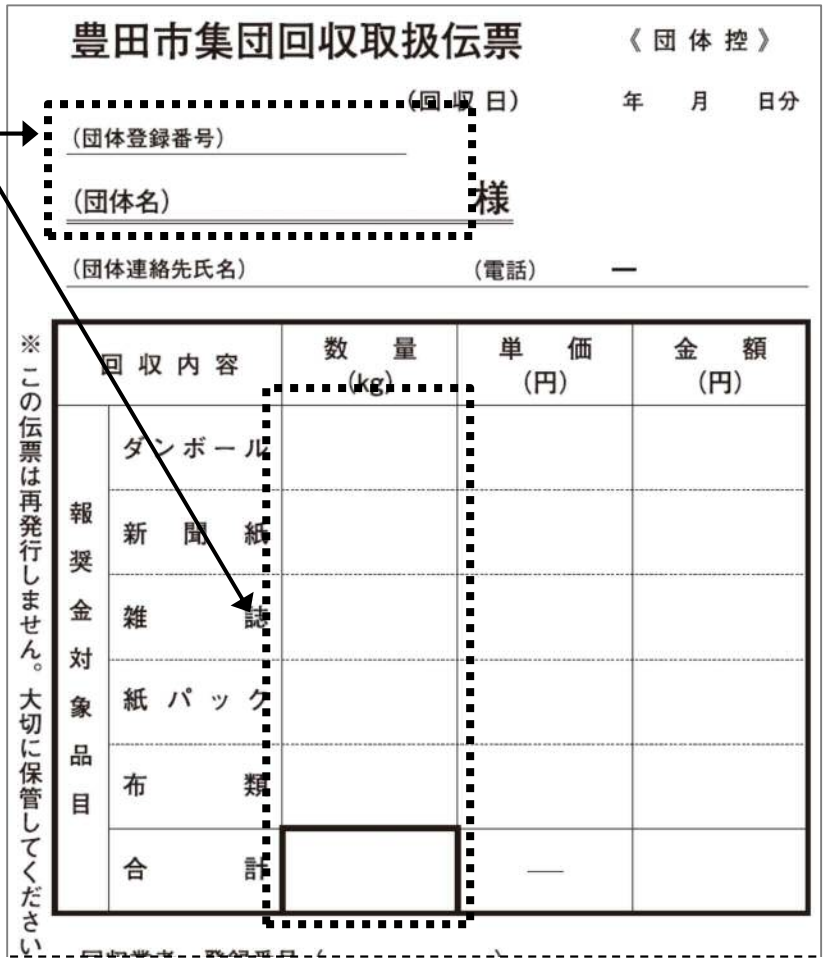
豊田市集団回収取扱伝票　《団体控》

（回収日）　年　月　日分

（団体登録番号）

（団体名）　様

（団体連絡先氏名）　（電話）　ー

回収内容		数量（kg）	単価（円）	金額（円）
報奨金対象品目	ダンボール			
	新聞紙			
	雑誌			
	紙パック			
	布類			
	合計		―	

※この伝票は再発行しません。大切に保管してください。

2　報奨金の交付対象品目と報奨金額

対象品目	金額
雑誌（雑紙を含む）	１㎏当たり７円
ダンボール	１㎏当たり５円
新聞紙	
紙パック	
古布類	
上記のうち２品目以上を同時に回収した場合	１活動日当たり２，０００円

※回収業者によってはアルミ缶等、上記以外の品目を回収する場合がありますが、上記品目以外は報奨金の交付対象外です。

報奨金の計算方法

（例）１日の活動でダンボール３５０kg、新聞紙４００kg、雑誌２００kg、アルミ缶５０kg を回収した場合

・ダンボール　３５０kg × ５円／kg ＝ １，７５０円
・新聞紙　４００kg × ５円／kg ＝ ２，０００円
・雑誌　２００kg × ７円／kg ＝ １，４００円
　　３品目※
・アルミ缶　５０kg　（交付対象外）
・２品目以上　＝ ２，０００円

計 ７，１５０円

※交付対象外の品目（上記の場合はアルミ缶）はカウントしません。

★よくある質問

Q．予定していた回収を中止（延期）することになりましたが、何か手続きが必要ですか？
A．全ての活動については、登録回収業者から市に報告されますので、市への報告・手続きは不要です。

Q．回収を依頼する業者を変更したいのですが、何か手続きが必要ですか？
A．各団体がどの登録回収業者に引取りを依頼したかは、登録回収業者から市に報告されますので、登録回収業者を変更する場合の市への報告・手続きは不要です。

Q．振込先の金融機関を変更することになりましたが、なにか手続きが必要ですか？
A．原則として振込口座変更届の提出が必要です。詳しくは、裏面の担当課までお問合せください。

Q．来年度から集団回収活動を休止したいのですが、何か手続きが必要ですか？
A．裏面の担当課までお問合せください。

Q．月末に振り込まれる金額を確認するにはどうすればいいですか？
A．上記の計算方法に従って算定することができます。原則として、報奨金額の確認についてお答え致しかねますのでご了承ください。

★報奨金制度についてのお知らせとお願い★

1　古紙を取り巻く社会情勢が急激に悪化しています

国外への輸出の不調などにより下落した現在国内の古紙価格は、新型コロナウイルス感染症の流行による世界・国内の経済の停滞を受け、低い水準で横ばいとなっており、回収した資源の買取価格に影響を及ぼすおそれがあります。

2　持続的な集団回収の実施のためにご協力をお願いします。

古紙価格の下落による経営環境の悪化を受けて、回収業者においても回収頻度、回収場所、回収方法などの見直しを図らざるを得ない状況となっています。協力団体の皆様におかれましても、回収業者から回収頻度等の見直しの相談があった場合には、可能な範囲で御対応いただきますようお願いします。

また、近年、少子化や役員業務過多などを理由に集団回収登録団体が減少しております。今一度、資源回収及びリサイクルにご協力をお願いいたします。

【お問合せ】
担　当：豊田市 環境部 循環型社会推進課
資源循環担当　加藤・漆間
開庁日：月曜日から金曜日
午前８時１５分から午後５時
住　所：〒４７０－１２０２
豊田市渡刈町大明神３９番地３
電　話：０５６５－７１－３００１
ＦＡＸ：０５６５－７１－３０００
Ｍａｉｌ：junkan@city.toyota.aichi.jp